

鳴門教育大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用を「しない!」「させない!」環境づくりに取り組んでいます。



不正に関与しないこと!

- ・ **発注**及び**支払い**は「**契約担当者**」が行います。少額の物品等は「**教職員**」からも**発注**されます。
- ・ 納品されるすべての物品の**納品検収**は「**検収担当者**」が行います。
- ・ 一定の取引実績のある業者様には**誓約書**の提出を求めています。
- ・ 業者様を抽出し、未払金と売掛金を照合して**不整合**の有無を確認しています。

不正使用にあたるのは以下の行為です

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為です。

預け金

研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を預け金として管理させ、翌年度以降に消耗品等を納品することです。

品名替え

取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。

不正行為に加担した
際の処分は?

会社名等の**公表**、及び、その内容に
応じて、**1ヶ月以上9ヶ月以内**の
一定期間、**取引が停止**されます。

取引停止等の措置を講じた場合は、その内容を文部科学省及び全国の国立大学法人等に公表します。

詳しくは本学ウェブページをご確認願います。

TOP>大学案内>情報公開・個人情報保護>調達に関する公表>物品等発注・納品検収等について>国立大学法人鳴門教育大学研究費の使用に関する手引

URL https://www.naruto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/02/01_tebiki0704.pdf

【研究費の不正使用に関する通報窓口】

本学教職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請があった場合は、研究費の**不正使用申立窓口**までご相談願います。

窓口責任者 鳴門教育大学研究支援課長

Tel 088-687-6507 e-mail kekachou@naruto-u.ac.jp